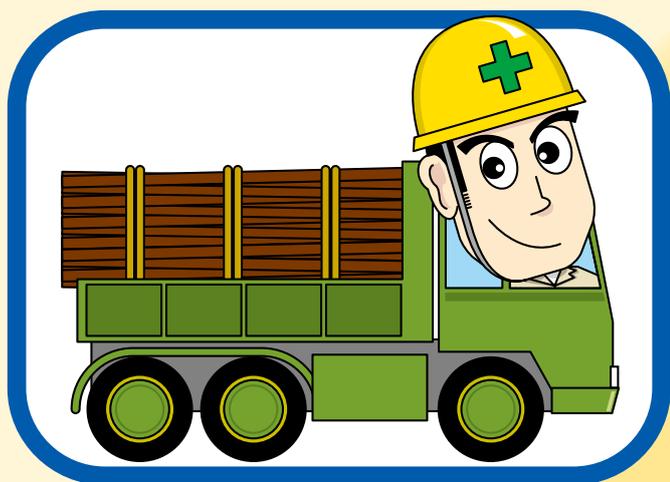


# 建築物の解体等に伴う 有害物質等の適切な取扱い



# 概要

## 建築物の解体等(改修)に伴う有害物質等の適切な取扱いパンフレット

建築物等には、多種多様な有害物質等が使用されている可能性があります。解体・改修工事等においてはこれらの有害物質等を適切に処理することが必要となります。このパンフレットは、建築物等に**有害物質等が使用されている場合の確認方法・処理方法等について紹介**しています。解体・改修工事等における事前調査・事前措置の際に利用してください。

### <建設リサイクル法<sup>※1</sup>により元請業者の事前調査・事前措置が義務付けられています>

※1 正式名称：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

建設リサイクル法では、対象建設工事<sup>※2</sup>においてはP2のフローに示す手順で解体・改修工事等を実施することとされています。

また、事前調査・事前措置においては、下記の事項を確認又は措置しなければなりません。

※2 対象建設工事：対象建設工事は次の①、②の条件を満たす工事

①特定建設資材<sup>注1)</sup>を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等

注1) 特定建設資材

コンクリート  
アスファルト・コンクリート  
コンクリート及び鉄から成る建設資材  
木材

②その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準<sup>注2)</sup>以上のもの

注2) 対象建設工事の規模の基準

対象建設工事の種類	対象建設工事の種類
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)	請負代金の額 1億円
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	請負代金の額 500万円

#### —事前調査による確認事項—

- ① 対象建築物等の周辺の状況
- ② 分別解体等をするために必要な作業を行う場所
- ③ 廃棄物その他のものの搬出経路
- ④ 残存物品の有無
- ⑤ 吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの
- ⑥ その他対象建築物等に関する調査(以下「その他の調査」という。)

#### —事前措置の内容—

- ① 作業場所および搬出経路の確保
- ② 残存物品の搬出の確認
- ③ 付着物の除去
- ④ その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置(以下「その他の措置」という。)

残存物品はそれまでの使用者(通常解体工事の発注者)の処理責任となりますので、解体工事に先立ち搬出・処理されていることを確認します。

付着物等には、吹付け石綿等の有害物質等を含め右表(P.2<付着物等の例>参照)のようなものがあります。その他の調査及びその他の措置として、付着物以外の有害物質等の事前調査・事前措置が必要です。

### <有害物質等は、各種の法律により取扱い等が規制されています>

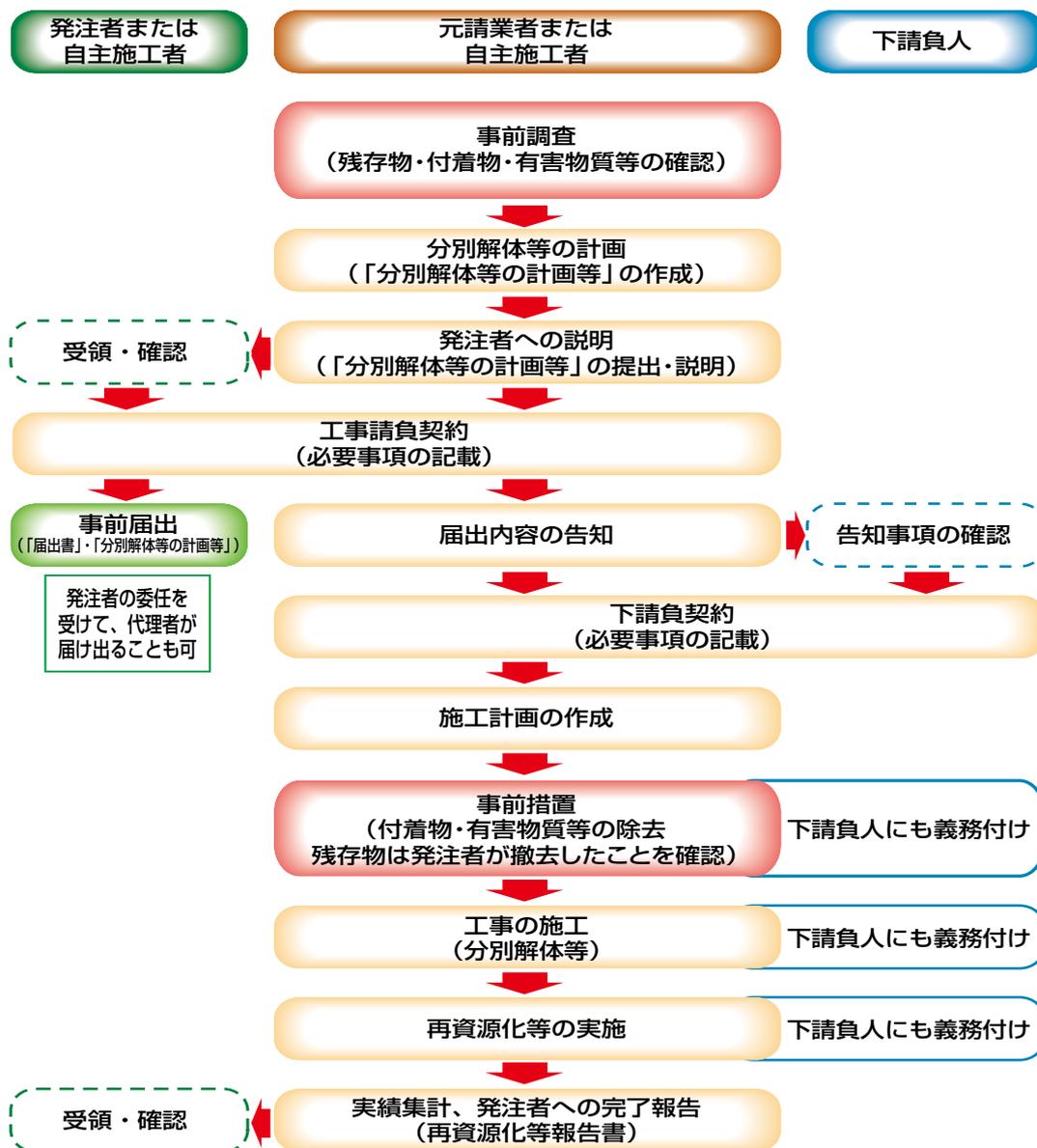
それぞれの有害物質等には、下記のような法律が適用されます。これらの法律も遵守して事前調査・事前措置・施工・廃棄物処理することが必要となります。

※病院や研究所等で、放射性廃棄物や、感染性廃棄物が発生することがあります。これらの廃棄物の大半は、一般には残存物品であり、発注者が処理すべきものです。

- ・アスベスト関連：労働安全衛生法／石綿障害予防規則・大気汚染防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)
- ・PCB関連：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB廃棄物特別措置法)廃棄物処理法
- ・フロン：特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策法)
- ・特定家電：家電リサイクル法・廃棄物処理法
- ・その他：廃棄物処理法

注) ( )内は、略称

## <建設リサイクル法によるフロー>



## <付着物・有害物質等の例>

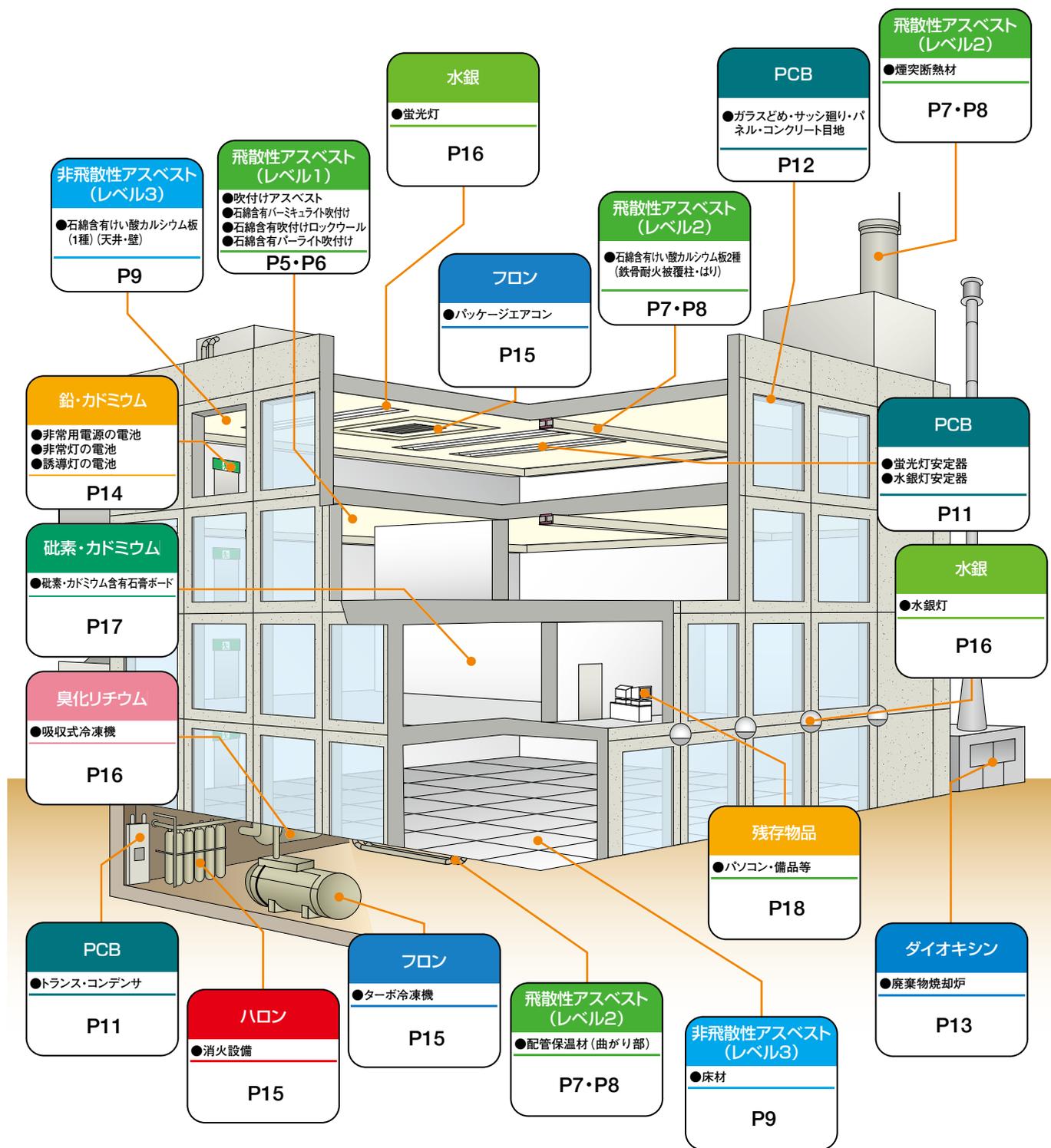
		特定建設資材の付着物(※1)	事前措置が必要なもの	分別解体等が必要なもの
石綿	飛散性 (特別管理産業廃棄物「廃石綿等」)	吹付け石綿(レベル1) 石綿含有吹付けロックウール(レベル1) 石綿含有煙突断熱材(レベル2)	石綿含有珪酸カルシウム板(2種)(耐火被覆板)(レベル2) 配管保温材(レベル2)	
	非飛散性 (石綿含有産業廃棄物)	ビニール床タイル		石綿セメント板(※2) 石綿含有珪酸カルシウム板 押出成形セメント板 住宅屋根用石綿セメント板 住宅外壁用石綿セメント板
その他の付着物		吹付けロックウール パライト吹付け 打込み木毛セメント板 打込み木片セメント板 打込み発泡ポリスチレン板 吹付け発泡ウレタン		
その他			PCB含有物(廃PCB・PCB汚染物を含むもの) 冷凍機冷媒フロン 冷凍機冷媒臭化リチウム 蓄電池 蛍光灯	屋根ふき材 畳 砒素・カドミウム含有石膏ボード その他の内装材

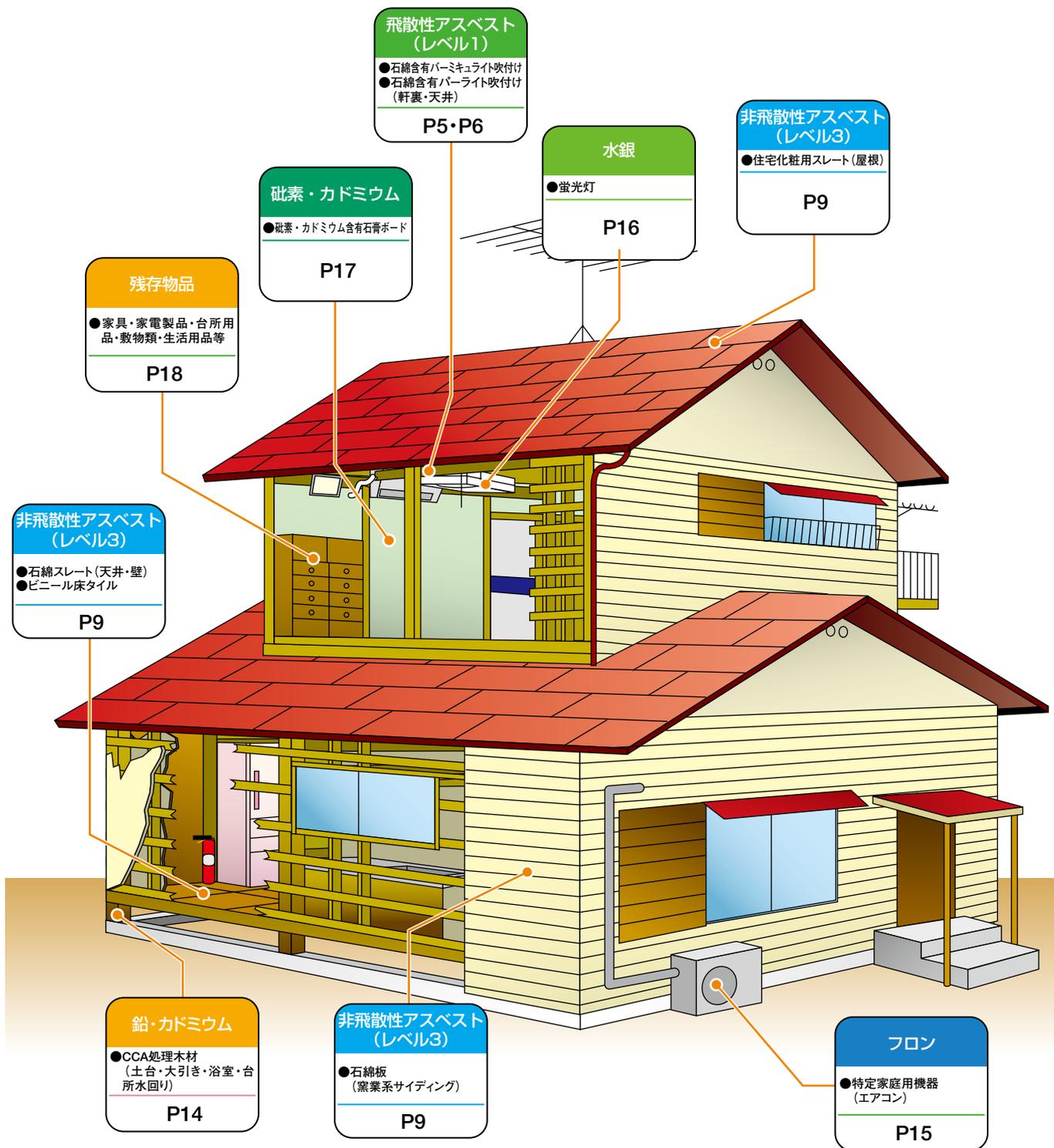
(※1) 建設リサイクル法で事前除去が義務付けされている付着物

(※2) 解体・改修工事等により飛散するおそれがある場合は事前措置が必要

# 目次

建築物（コンクリート造・木造）の解体・改修時に、特に注意して頂きたい有害物質等を含む建材等の主な使用箇所、及びその解説ページを枠内に示しましたので、ご参照下さい。





# 石綿含有吹付け材【レベル1】



耐火被覆用吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール（S造の柱・梁等）



吸音用吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール（天井・壁等）



断熱用吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール（折版屋根裏、デッキプレート床裏、階段裏・庇裏等）



結露防止用の石綿含有バーミキュライト吹付け・パーライト吹付け（天井・壁等）



結露防止用吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール（カーテンウォール裏等）

出典：建設業労働災害防止協会「建築物の解体等工事における石綿粉じんばく露防止マニュアル」

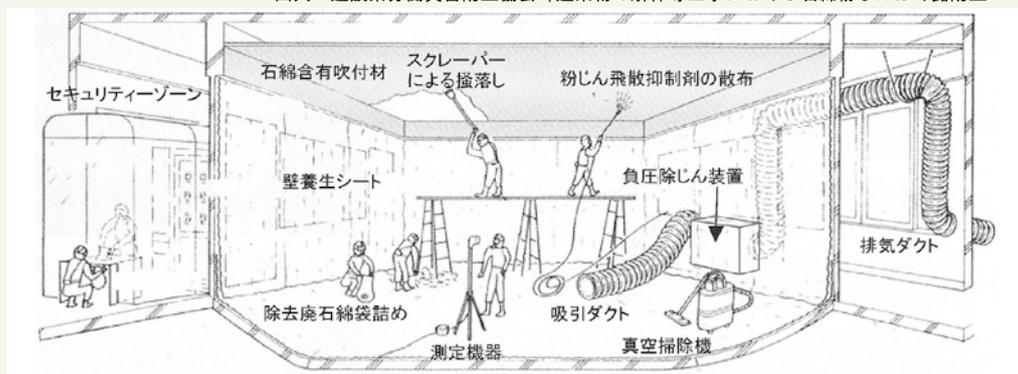


図 石綿含有吹付け材除去作業概念図（足場板はゴムバンド結束）



呼吸用保護具、保護衣、  
保護手袋、靴カバー等着用



アスベスト廃棄物の二重袋詰

### 確認方法

石綿含有製品の使用箇所（労働安全衛生法（石綿障害予防規則）で事業者により事前調査を義務付け）  
石綿の使用の有無は、建材名及び製造時期（P.10を参照）並びに目視、設計図書等により調査し、判断できない場合については、サンプリングをして分析することを義務付け（分析方法 JISA1481による）

### 適用される法令と主な規制内容

労働安全衛生法：事前調査（石綿障害予防規則第3条）・作業計画の作成（石綿障害予防規則第4条）・工事計画届（労働安全衛生法第88条）・作業届（石綿障害予防規則第5条：労働安全衛生法第88条の工事計画届を行う場合を除く。）

石綿作業主任者の選任・作業員への特別教育・除去作業場所の隔離・電動ファン付呼吸用保護具（又はこれと同等以上の性能を有するもの）の使用その他必要により防じん措置

大気汚染防止法：特定粉じん排出等作業の実施の届出（対象：吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材の除去、封じ込め、囲い込み）

廃棄物処理法：「特別管理産業廃棄物管理責任者」の設置（都道府県等により届出必要）

都道府県等条例・要綱：上記以外にも届出等が義務付けられていることもある

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

### 主な措置内容

〈解体時〉立入禁止・看板等の設置・プラスチックシートによる隔離養生、負圧除じん、セキュリティゾーンの設置・湿潤化・作業員は保護衣、電動ファン付呼吸用保護具（又はこれと同等以上の性能を有するもの）を使用  
掲示（建築物等の解体等の作業に関するお知らせ：P.10を参照、事前調査結果の掲示）

〈処理時〉特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として処分

特別管理産業廃棄物の許可業者（収集運搬・処分）に処理委託

埋立処分の際は、耐水性の材料による二重袋詰またはコンクリート固形化の措置（管理型最終処分場）

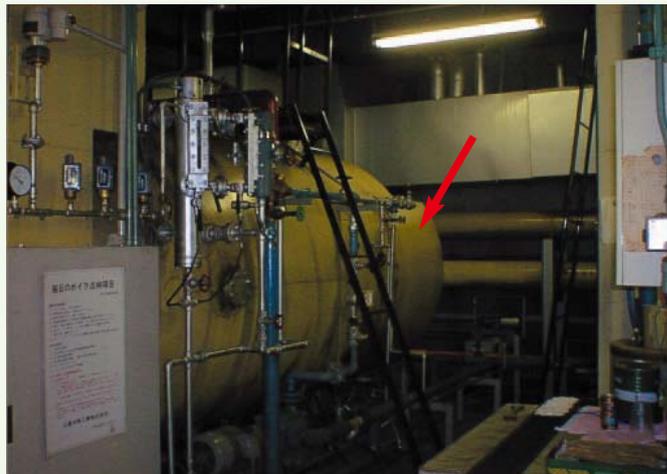
中間処理の場合は溶融固化処理又は無害化処理

養生用プラスチックシート、保護衣等も「廃石綿等」として処理

# 保温材・耐火被覆材・断熱材【レベル2】



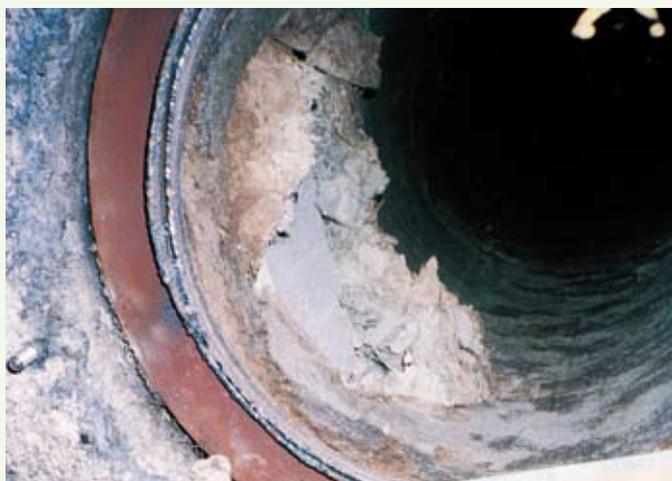
石綿含有保温材（配管曲がり部）



石綿含有保温材（ボイラ外周部）



耐火被覆用石綿含有ケイ酸カルシウム板（2種）（S造の柱・梁）



煙突断熱材（ライニング）



屋根用折版断熱材（折版屋根裏）

## 煙突断熱材除去工法（例）



煙突上部及び灰出し口を隔離養生



乾式除去の専用機械

### 確認方法

石綿含有製品の使用箇所（労働安全衛生法（石綿障害予防規則）で事業者により事前調査を義務付け）

石綿の使用の有無は、建材及び製造時期（P.10を参照）並びに目視、設計図書等により調査し、判断できない場合については、サンプリングをして分析することを義務付け（分析方法 JISA1481による）

### 適用される法令と主な規制内容

労働安全衛生法：事前調査（石綿障害予防規則第3条）・作業計画の作成（石綿障害予防規則第4条）・作業届（石綿障害予防規則第5条）

石綿作業主任者の選任・作業員への特別教育・当該作業員以外の立入禁止・呼吸用保護具等の使用その他必要によりばく露防止措置

大気汚染防止法：特定粉じん排出等作業の実施の届出（対象：石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材の除去、封じ込み、囲い込み）

かき落とし、破碎、切断により除去する場合は、隔離・負圧除じん等のばく露防止措置が必要

廃棄物処理法：「特別管理産業廃棄物管理責任者」の設置（都道府県等により届出必要）

都道府県等条例・要綱：上記以外にも届出が義務付けられていることもある

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物又はその他の調査及びその他の措置の対象に該当（付着物である場合には事前措置の対象）、対象建設工事である場合には届出必要

### 主な措置内容

〈解体時〉立入禁止・看板等の掲示（破碎・切断等の作業を伴う場合プラスチックシートによる隔離養生、負圧除じん、セキュリティゾーンの設置）・湿潤化・作業員は保護衣、呼吸用保護具を使用

掲示（建築物等の解体等の作業に関するお知らせ：P.10を参照、事前調査結果の掲示）

〈処理時〉特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として処分

特別管理産業廃棄物の許可業者（収集運搬・処分）に処理委託

埋立処分の際は、耐水性の材料による二重袋詰またはコンクリート固形化の措置（管理型最終処分場）

中間処理の場合は溶融固化処理又は無害化処理

養生用プラスチックシート、保護衣等も「廃石綿等」として処理

# その他石綿含有建材（成形板等）【レベル3】



石綿スレート（屋根・外壁）



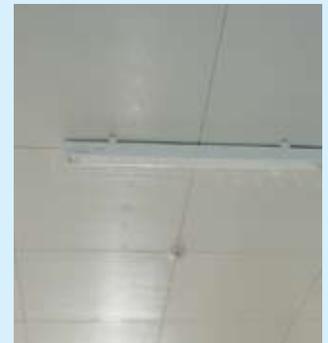
石綿含有ビニール床タイル（床）



石綿含有住宅化粧用スレート（屋根）



石綿板（窯業系サイディング）



石綿含有けい酸カルシウム板  
石綿スレート（天井）

## 確認方法

石綿含有製品の使用箇所（労働安全衛生法（石綿障害予防規則）で事業者により事前調査を義務付け）  
石綿の使用の有無は、建材及び製造時期（P.10を参照）並びに目視、設計図書等により調査し、判断できない場合については、サンプリングをして分析することを義務付け（分析方法 JISA1481による）

## 適用される法令と主な規制内容

労働安全衛生法：事前調査（石綿障害予防規則第3条）・作業計画の作成（石綿障害予防規則第4条）  
石綿作業主任者の選任・作業員への特別教育・関係者以外立入禁止・呼吸用保護具等の使用その他必要によりばく露防止措置  
廃棄物処理法：「石綿含有産業廃棄物」としての取扱い  
建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物又はその他の調査及びその他の措置の対象に該当（付着物である場合には事前措置の対象）、対象建設工事である場合には届出必要

## 主な措置内容

〈解体時〉立入禁止・看板等の掲示・撤去時、湿潤化  
原則として人力作業による取外し  
作業員は作業衣（粉じん除去の容易な素材）、呼吸用保護具を使用  
掲示（建築物等の解体等の作業に関するお知らせ：P.10を参照、事前調査結果の掲示）  
〈処理時〉「石綿含有産業廃棄物（「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」または、「廃プラスチック類）」として処理現場内で一時保管する時は：分別保管、シート等の飛散防止措置処分方法は、安定型最終処分場で埋立て処分または熔融・無害化処理破碎許可しかない中間処理施設（熔融許可又は無害化認定を有していない）への処理委託禁止処理委託契約書、マニフェストの「廃棄物の種類」欄に「石綿含有産業廃棄物の有無」を明記

## アスベスト含有建材と製造時期

建設業労働災害防止協会「建築物の解体等工事における石綿粉じんばく露防止マニュアル」、  
社団法人 日本石綿協会「既存建築物における石綿使用の事前診断監視指針」(社) 建築業協会による調査をもとに作成

	石綿障害予防規則区分	種類・(施工部位)	建材の種類(商品名・JIS規格)	製造時期
飛散性 (特別管理産業廃棄物「廃石綿等」)	吹付け材 レベル1 (著しく発じんしやすい製品)	吹付け材	吹付け石綿(全商品)	～1975
			石綿含有吹付けロックウール(乾式・半湿式)	～1987
			湿式石綿含有吹付け材	～1989
			石綿含有パーライト吹付け	～1989
			石綿含有バーミキュライト吹付け	～1988
	保温材等 レベル2 (発じんしやすい製品)	耐火被覆材 (S造の梁・柱等)	石綿含有耐火被覆板	～1978
			石綿含有珪酸カルシウム板第2種	～1999
		断熱材	屋根用折版石綿断熱材	～1989
			煙突石綿断熱材	～2004
		保温材 (配管エルボ、ボイラー等)	石綿保温材(旧JIS A 9502)	1914～1980
けいそう土保温材(旧JIS A 9503)	1890～1955			
パーライト保温材(旧JIS A 9512)	1961～1980			
石綿珪酸カルシウム保温材(旧JIS A 9510)	1951～1980			
水練り保温材	～1988			
非飛散性(石綿含有産業廃棄物)	その他石綿含有建材(成形板等) レベル3 (発じん性の比較的低い製品)	内装材 (壁、天井)	スレートボード(全商品)	～2004
			珪酸カルシウム板第1種	～1997
			バルブセメント板	～2004
			スラグ石膏板	～2004
			押出成形品	～2004
		耐火間仕切り	石綿含有岩綿吸音板	1964～1987
			石綿含有石膏ボード	1970～1986
		床材	珪酸カルシウム板第1種	～1997
			ビニル床タイル	～1987
			フロア材	～1990
	外装材 (外壁、軒天)	押出成形品	～2004	
		窯業系サイディング	～2004	
		スラグ石膏板	～2004	
		バルブセメント板	～2004	
		押出成形セメント板	～2004	
		スレートボード(全商品)	～2004	
		スレート波板(全商品)	～2004	
		珪酸カルシウム板第1種	～1997	
	屋根材	住宅化粧用スレート	～2004	
	煙突材	石綿セメント円筒	～2004	

製造時期は、最も遅くまで製造していたものの年数を示しています。これに該当している時期においても製造により石綿を含有していないものもあります。  
※作業で使用した器具、工具、足場等については、付着した石綿を除去した後でなければ、作業場外に持ち出しはできません。

## ■建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

解体・改修工事の際、関係労働者や周辺住民に石綿ばく露防止対策などを知らせるために掲示

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

この作業は、石綿含有建材を扱うため、石綿粉じんばく露防止対策を実施する必要があります。関係労働者や周辺住民に、石綿ばく露防止対策についてお知らせいたします。

作業種別:  解体  改修

作業内容:  吹付け材  保温材等  その他

作業期間: 年 月 日 から 年 月 日 まで

作業場所:

作業責任者:

連絡先:

レベル1、レベル2

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

この作業は、石綿含有建材を扱うため、石綿粉じんばく露防止対策を実施する必要があります。関係労働者や周辺住民に、石綿ばく露防止対策についてお知らせいたします。

作業種別:  解体  改修

作業内容:  吹付け材  保温材等  その他

作業期間: 年 月 日 から 年 月 日 まで

作業場所:

作業責任者:

連絡先:

レベル3

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

この作業は、石綿含有建材を扱わず、石綿ばく露防止対策を実施する必要はありません。関係労働者や周辺住民に、石綿ばく露防止対策についてお知らせいたします。

作業種別:  解体  改修

作業内容:  吹付け材  保温材等  その他

作業期間: 年 月 日 から 年 月 日 まで

作業場所:

作業責任者:

連絡先:

石綿なし

### 参考となるマニュアル

- 既存建築物における石綿使用の事前診断監視指針(平成17年4月 社団法人 日本石綿協会)
- 建築物の解体・改修工事における石綿障害の予防(建設業労働災害防止協会)
- 建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(建設業労働災害防止協会)

### 参考となる資料

- 「目で見えるアスベスト建材」[PDF](国土交通省のリサイクルホームページ：  
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fukusanbutsu/asbest/20061001medemirusasbest.pdf>)
- アスベスト関係法令等ポスター[PDF](国土交通省のリサイクルホームページ：  
[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fukusanbutsu/asbest/20061001asbest\\_poster.pdf](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fukusanbutsu/asbest/20061001asbest_poster.pdf))
- 石綿(アスベスト)含有建材データベースについて  
(国土交通省ホームページ：[http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/071213\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/071213_.html))

# PCB (ポリ塩化ビフェニル)



蛍光灯安定器



トランス



コンデンサ

## 確認方法

蛍光灯安定器：ラピッドスタート形 (FLR) 40W2灯用及び110Wが主、一般家庭用には無し

水銀灯安定器：1957～1972年製造品にPCB有

不明の場合、メーカーまたは (社) 日本照明器具工業会に照会のこと

(TEL：03-3833-5747 URL：http://www.jlassn.or.jp)

トランス・コンデンサ：メーカー、(社) 日本電機工業会に確認 (TEL：03-3556-5885 URL：http://www.jema-net.or.jp)

又は、経済産業局・都道府県等廃棄物部局の登録簿で確認

## 適用される法令と主な規制内容

PCB廃棄物特別措置法：届出必要 (保管、使用から保管への変更、保管場所の変更)

保管中の譲渡、譲受は禁止

電気事業法：PCB電気工作物の使用・使用変更・廃止・使用中止などを所轄する経済産業局長へ報告

都道府県等による要綱等：届出必要 (使用中PCB製品発見、紛失、不明、事故等)

廃棄物処理法：「特別管理産業廃棄物管理責任者」の設置 (都道府県等により届出必要)

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

## 主な措置内容

P12に示す処理施設で処理するまでの間、建物所有者が廃棄物処理法に基づき保管

保管基準：立ち入り禁止、看板設置 (PCB廃棄物の明示)、漏洩防止措置

(PCB廃棄物特別措置法により2016年までに処理しなくてはならない)

1957～1990年頃までに製造されたトランス・コンデンサ他の重電機器については、絶縁油に微量のPCBが混入している可能性がある

➡メーカーの不含証明を取得するか、分析の結果PCBの含有率が0.5mg以下になっていることが確認できないかぎり、特別管理産業廃棄物として取扱う

# PCB含有シーリング材



建築物の外壁等を構成するガラス、サッシ、パネルなどの目地に使用

## 確認方法

1972年以前に、施工された建築物の外壁等を構成するポリサルファイド系の目地材

〈第1次判定〉ポリサルファイド系のシーリング材か否か、日本シーリング材工業会でも判定可能

〈第2次判定〉ポリサルファイド系シーリング材にPCBが含まれているか、専門分析機関に依頼

## 適用される法令と主な規制内容

PCB廃棄物特別措置法・廃棄物処理法

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物又はその他の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

## 主な措置内容

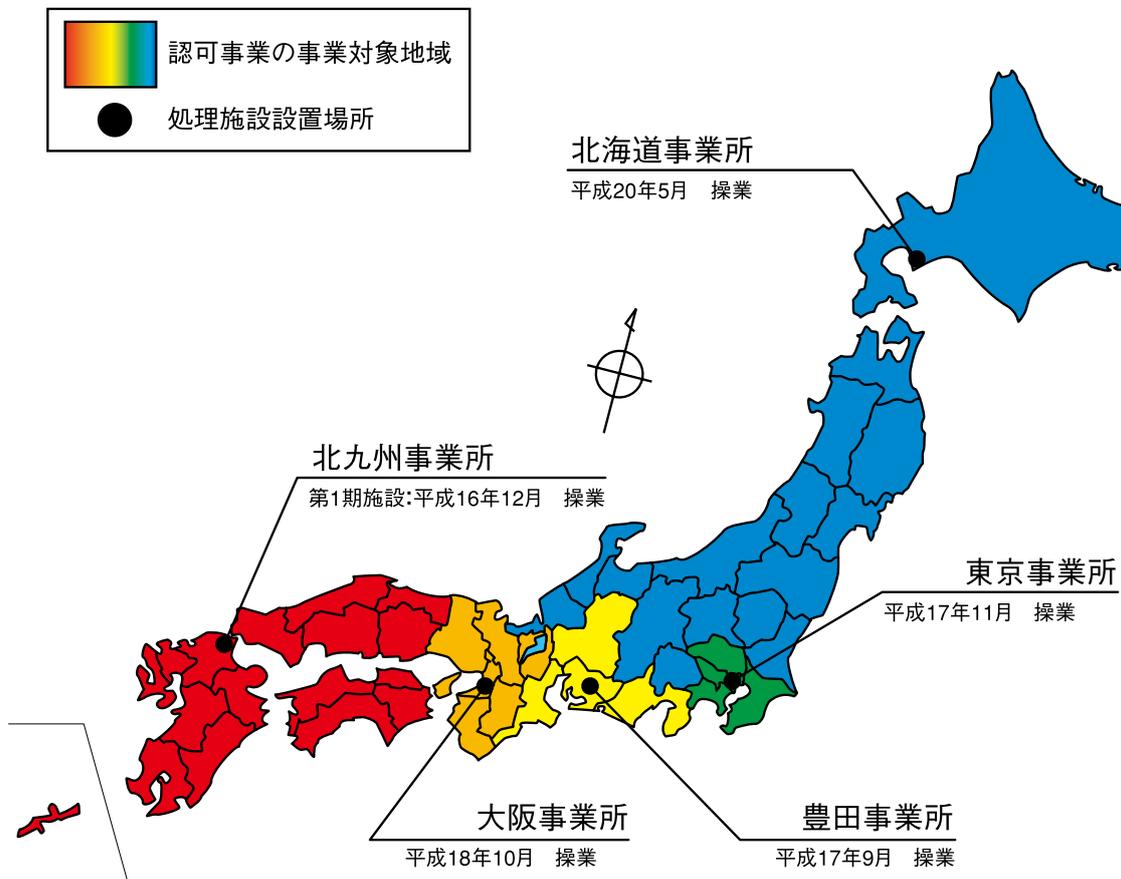
立ち入り禁止措置、撤去物散逸防止措置を行い、除去除去物は、保管容器に収納

保管物は、建物所有者へ引き渡し、廃棄物処理法等に基づき届出保管

問合せ先：日本シーリング材工業会 TEL：03-3255-2841

URL：<http://www.sealant.gr.jp/>

## PCB廃棄物処理施設

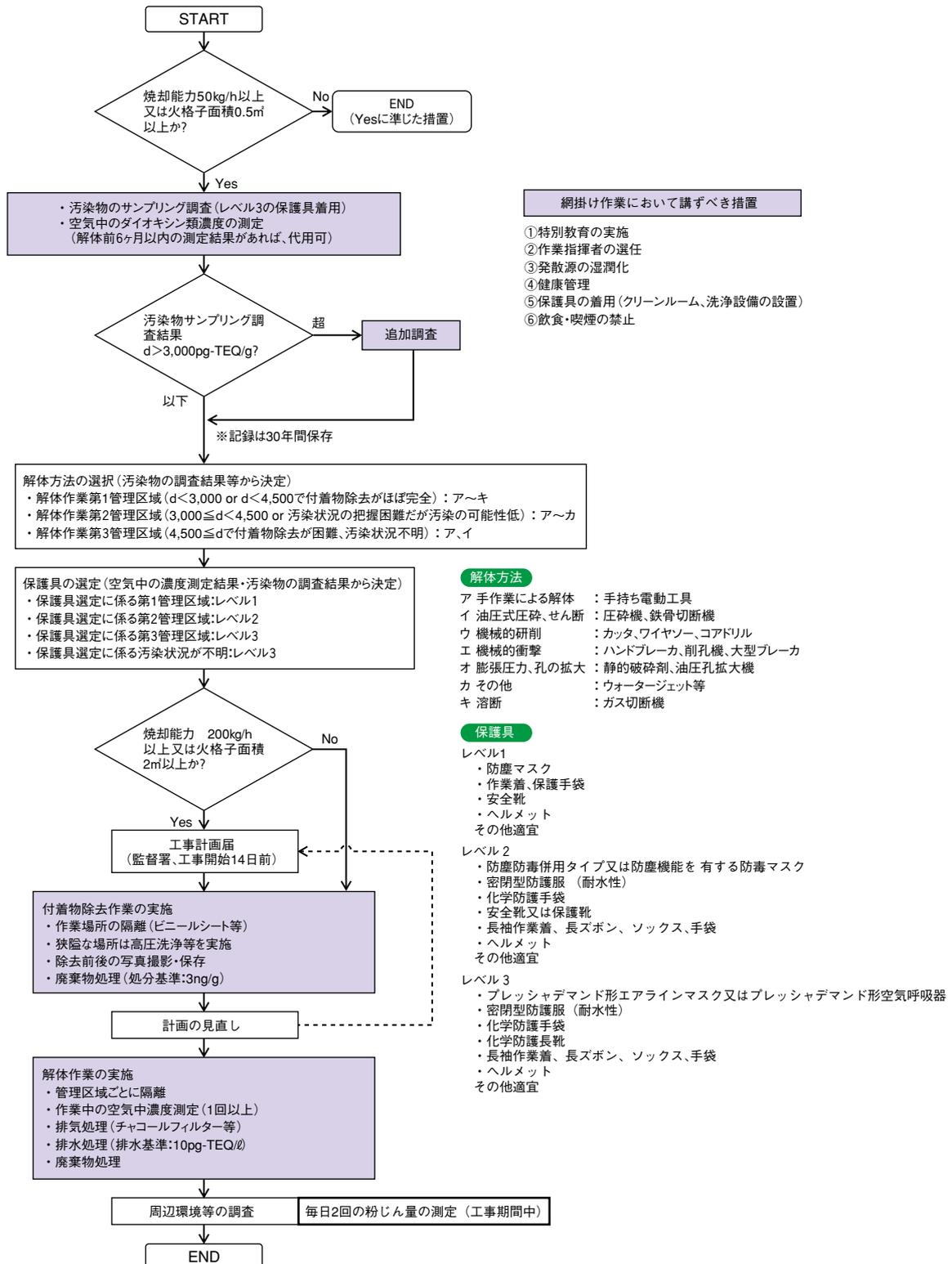


# ダイオキシン類（廃棄物焼却施設解体）

## 廃棄物焼却施設の解体工事

- 労働安全衛生規則により、廃棄物焼却施設の解体作業について、ダイオキシン類による曝露防止措置が必要となっています。（平成13年6月1日施行）
- 廃棄物焼却施設は、ダイオキシン類に汚染されている恐れがありますので、解体に際しては、以下の手順で行って下さい。

### 調査・対策フロー





廃棄物焼却炉



銘板

### 確認方法

廃棄物焼却炉

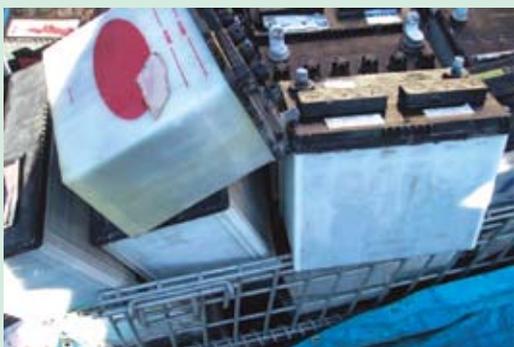
### 適用される法令と主な規制内容

ダイオキシン類対策特別措置法・廃棄物処理法・労働安全衛生法  
 規制対象：焼却能力50kg/時または火床面積0.5㎡以上の廃棄物焼却炉解体工事焼却能力200kg/時または火格子面積2㎡以上の解体工事では労働安全衛生法により工事計画届が必要  
 都道府県等により上乘規制あり  
 建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

### 主な措置内容

- 〈事前調査時〉 汚染付着物のダイオキシン類分析（ダイオキシン類濃度に応じて、解体方法・保護具等が決まる）
- 〈解体時〉 ビニールシートによる隔離養生、負圧除じん、保護具着用の措置  
汚染付着物を除去した後、解体
- 〈処理時〉 汚染付着物等の処理  
 3ng-TEQ/g超：特別管理産業廃棄物「ダイオキシン類」として処分  
 3ng-TEQ/g以下：産業廃棄物（燃がら、ばいじん、汚泥等）として処分  
 (ng：10億分の1g)

## 鉛・カドミウム（鉛蓄電池・ニカド電池）



鉛蓄電池

### 確認方法

電池の種類

- ・鉛蓄電池（小形シール鉛蓄電池含む）
- ・小形二次電池：ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池
- ・その他電池：アルカリ蓄電池、乾電池など

使用設備

- ・非常用電源：鉛蓄電池、アルカリ蓄電池
- ・非常灯、誘導灯：ニカド電池

### 適用される法令と主な規制内容

資源有効利用促進法により小形シール鉛蓄電池及び小形二次電池の回収・リサイクルがメーカーに義務付け。

- ・小形シール鉛蓄電池については製造元の蓄電池メーカーまたは機器メーカーに問い合わせ。
- ・小形二次電池については一般社団法人JBRCに問い合わせ。

(TEL：03-6403-5673 URL：http://www.jbrc.com)

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物又はその他の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

### 主な措置内容

- 〈処理時〉 廃棄物は産業廃棄物として処理（硫酸を含むものは特別管理産業廃棄物）
- ・鉛蓄電池（小形シール鉛蓄電池含む）及びその他電池については製造元の蓄電池メーカー、また不明の場合には、機器製造メーカーに問い合わせ。
- ・小形二次電池については、一般社団法人JBRC〔産業廃棄物広域認定取得（認定番号第39号）〕に問い合わせ。

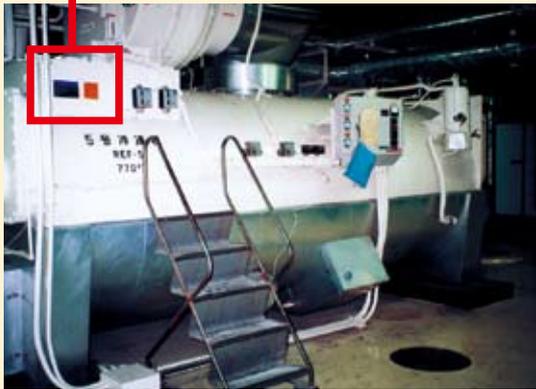


ニカド電池

## フロン（冷凍機・空調機）



銘板



ターボ冷凍機

### 適用される法令と主な規制内容

フロン回収破壊法（平成18年改正法（H19.10施行））、家電リサイクル法、高圧ガス保安法（参考法令：オゾン層保護法、地球温暖化対策法）

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

### 主な措置内容

業務用冷凍空調機器：フロン回収破壊法の改正により、次のことが義務付け

①解体等工事の際には、機器設置の有無を事前確認し、発注者に書面で説明

②フロン機器所有者は、都道府県知事登録回収業者に回収を直接委託、又は解体工事の元請業者に回収委託を依頼

③②の委託の際、行程管理票の交付

家庭用エアコン：家電リサイクル法により処理  
フロン種別毎に国の許可業者による破壊処理

### 確認方法

特定フロン（オゾン層の破壊大・温室効果大）：  
CFC11、12、113、114（1995年製造中止）

特定フロン（オゾン層の破壊小・温室効果大）：  
HCFC22、123等（2020年製造中止予定）

代替フロン（オゾン層の破壊無・温室効果大）：  
HFC134a、152a、143a、32等（自主的削減取組中）

※フロンは、オゾン層破壊物質であると同時に、高い地球温暖化係数をもった温室効果ガスである  
<各温暖化ガスの地球温暖化係数>

CO<sub>2</sub> : 1

CFC11 : 4,000

SF<sub>6</sub> : 23,900

（高圧機器等に使用されている六フッ化硫黄）

## ハロン（消火設備）



消火設備

### 確認方法

現在製造中止（17,000トン使用中）

消火設備全般を確認必要

### 適用される法令と主な規制内容

高圧ガス保安法、消防法（参考法令：オゾン層保護法、地球温暖化対策法）

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

### 主な措置内容

消火設備の制御盤、操作箱に記載の消火設備設置業者に回収依頼

回収・運搬は、ハロンバンクに登録された業者に委託  
新設・補充用に再利用

問合せ先：特定非営利活動法人 消防環境ネットワーク

（TEL：03-5404-2180 URL：<http://www.sknetwork.or.jp>）

## 水銀（蛍光管・水銀灯）



蛍光管



水銀灯

### 確認方法

蛍光ランプ（低圧放電ランプ）  
水銀ランプ（高圧放電ランプ）

### 主な措置内容

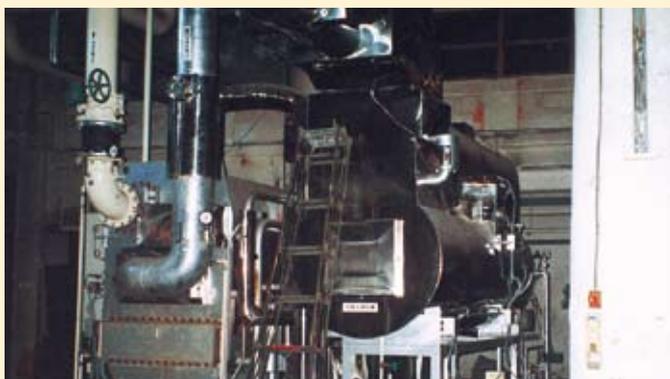
封入されている水銀を流出させないため破損しない様に取り外し、  
運搬、処分

運搬：「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「金属くず」の運搬許可業者

処分：ガラス・金属くずの処分業許可を有する中間処理施設での処分  
または蛍光管専門の中間処理施設での処分

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

## 臭化リチウム（吸収式冷凍機）



吸収式冷凍機

### 確認方法

吸収式冷凍機に使用されている

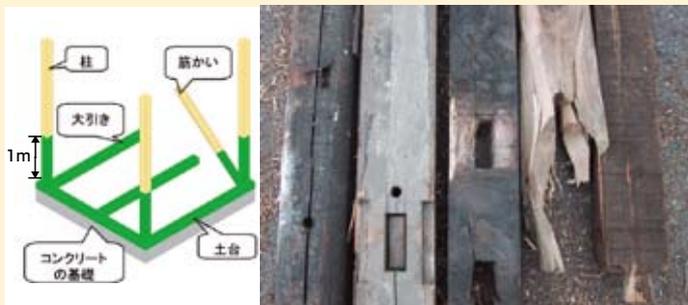
### 主な措置内容

産業廃棄物「廃アルカリ」の処分業許可を有する処理施設にて処分

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

## クロム、銅、砒素化合物（CCA処理木材）

■土台・大引き等で使用されている（緑部分）



CCA等の処理木材の例

### 確認方法

土台・大引き等に使用されている（土台から上1mの範囲）

地域によっては、他にも使用  
（1960年代後半～1990年代まで使用）

### 主な措置内容

CCA注入部分と、それ以外を分離・分別する  
CCA注入部分については廃棄物処理法に基づき焼却又は管理型最終処分場で埋立てる。それ以外は再資源化  
分離・分別が困難な場合は廃棄物処理法に基づき全て焼却又は管理型最終処分場で埋立てる

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

# 砒素・カドミウム(砒素・カドミウム含有石膏ボード)



砒素・カドミ含有石膏ボード



化粧石膏ボード



## 確認方法

主に東北地方を中心に東日本で使用された。ボード裏面の下図表示を確認

砒素含有石膏ボード

小名浜吉野石膏ボードいわき工場：

1973～1997年4月製造のもの

ボード裏面表示：吉野石膏OY

ロット番号03 73 241050C

(3月)(1973年)

カドミウム含有石膏ボード

日東石膏ボード八戸工場：1992～1997年製造のもの

## 適用される法令と主な規制内容

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

廃棄物処理法：管理型最終処分場に埋立

## 主な措置内容

〈解体時〉分別解体

〈処理時〉メーカー引取り (P.14を参照) または、管理型最終処分場に埋立処分

# 建築用断熱材等



木毛セメント板 (打ち込み)

## 確認方法

建設図書又は目視等で確認

## 適用される法令と主な規制内容

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」付着物の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出必要

## 主な措置内容

〈事前措置〉特定建設資材に付着物がある場合、工事着手前に付着物を除去

フロン含有の発泡ウレタン、発泡ポリスチレンなどではできるだけ大きく剥ぎ取り、極力焼却処分



発泡ウレタン断熱材 (吹きつけ)



発泡ポリスチレン (打ち込み)

# 残存物品



特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機）



その他（PC）



その他（タンス等）

## 確認方法

什器、備品、家具等  
 エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機  
 （家電リサイクル法の特定家庭用機器）  
 パソコン等の建物に固定されていない残存物品

## 適用される法令と主な規制内容

建設リサイクル法：「分別解体等の計画等」その他の調査及び事前措置の対象に該当、対象建設工事である場合には届出が必要

## 主な措置内容

〈事前措置〉残存物品が有る場合、発注者に撤去を要請し、着手前に撤去を確認する

〈処 理 時〉家庭から生じる残存物品は一般廃棄物、事業所から生じる残存物品は一般廃棄物（木造家具等）と産業廃棄物（金属製家具等）に分けて処分

特定家庭用機器は、家電リサイクル法により、メーカーが引き取りリサイクル

業務用エアコン、冷凍機等のフロンガスは、フロン回収業者が回収

パソコンは資源有効利用促進法によりメーカーが引き取りリサイクル

問合せ先：（財）家電製品協会

（TEL：03-3578-1311 URL：http://www.aeha.or.jp/）

## お問い合わせ先

お問い合わせ	TEL	ホームページアドレス
（社）日本石綿協会	03-5765-2381	http://www.jaasc.or.jp
せんい強化セメント板協会（SKC協会）	03-5445-4829	http://www.skc-kyoukai.org/
（社）日本照明器具工業会（PCB含有蛍光灯安定器）	03-3833-5747	http://www.jlassn.or.jp
日本環境安全事業（株）営業部	03-5765-1917	http://www.jesconet.co.jp/
（社）日本電機工業会（PCB含有トランス・コンデンサ）	03-3556-5885	http://www.jema-net.or.jp
特定非営利活動法人 消防環境ネットワーク（ハロン）	03-5404-2180	http://www.sknetwork.or.jp/
（財）家電製品協会（家電リサイクル）	03-3578-1311	http://www.aeha.or.jp/
（社）電池工業会	03-3434-0261	http://www.baj.or.jp
一般社団法人JBRC	03-6403-5673	http://www.jbrc.com
日本シーリング材工業会	03-3255-2841	http://www.sealant.gr.jp/
（社）石膏ボード工業会	03-3591-6774	http://www.gypsumboard-a.or.jp
小名浜吉野石膏（株）（石膏ボード内の砒素について）	0246-43-2200	
日東石膏ボード（株）	0178-43-7191	http://www.mrc.co.jp/nsb/index_a.html

# 都道府県等の問合せ窓口 (平成21年4月1日現在)

都道府県	建設リサイクル全般に関する問合せ先		産業廃棄物に関する問合せ先	
	担当部局名・担当課等名	電話	担当部局名・担当課等名	電話
1 北海道	建設部 住宅局 建築指導課 (届出、普及) 建設部 建設管理局 技術管理課 (指針)	011-204-5578 011-204-5589	環境生活部 環境局 循環型社会推進課	011-204-5197
2 青森県	県土整備部 建築住宅課 建築指導グループ (建築物) 県土整備部 整備企画課 企画・指導調査グループ (その他全般)	017-734-9693 017-734-9644	環境生活部 環境政策課 廃棄物・不法投棄対策グループ	017-734-9248
3 岩手県	県土整備部 建設技術振興課	019-629-5951	県土整備部 建設技術振興課	019-629-5951
4 宮城県	環境生活部 資源循環推進課	022-211-2656	環境生活部 廃棄物対策課	022-211-2648
5 秋田県	建設交通部 建設管理課 技術管理室 積算管理班	018-860-2420	生活環境文化部 環境整備課 廃棄物対策班	018-860-1624
6 山形県	土木部 建設企画課	023-630-2652	文化環境部 循環型社会推進課	023-630-2322
7 福島県	土木部 建築指導課	024-521-7523	生活環境部 環境共生課	024-521-7813
8 茨城県	土木部 検査指導課 建設リサイクル担当	029-301-4386	生活環境部 廃棄物対策課 減量化・リサイクル担当	029-301-3020
9 栃木県	県土整備部 技術管理課 技術調整担当 県土整備部 建築課 建築指導班	028-623-2421 028-623-2514	環境森林部 廃棄物対策課 産業廃棄物対策室	028-623-3228
10 群馬県	県土整備部 監理課 建設政策室 技術調査係	027-226-3531	環境森林部 廃棄物政策課	027-226-2861
11 埼玉県	県土整備部 総合技術センター 公共事業評価・コスト縮減・ 建設リサイクル担当	048-643-8731	環境部 産業廃棄物指導課 監視・指導担当	048-830-3135
12 千葉県	県土整備部 技術管理課	043-223-3440	環境生活部 資源循環推進課	043-223-2656
13 東京都	都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 都市整備局 市街地建築部 建築企画課	03-5388-3823 03-5388-3341	環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課	03-5388-3446
14 神奈川県	県土整備部 技術管理課 建設リサイクル推進班	045-210-6124	環境農政部 廃棄物対策課	045-210-4151
15 新潟県	土木部 技術管理課	025-280-5391	県民生活・環境部 廃棄物対策課	025-280-5161
16 富山県	土木部 建設技術企画課 土木部 建築住宅課	076-444-3298 076-444-3357	生活環境文化部 環境政策課	076-444-9618
17 石川県	土木部 監理課技術管理室 土木部 建築住宅課	076-225-1787 076-225-1777	環境部 廃棄物対策課	076-225-1474
18 福井県	土木部 土木管理課 技術管理グループ	0776-20-0471	安全環境部 循環社会推進課 リサイクル推進室	0776-20-0382
19 山梨県	県土整備部 技術管理課 県土整備部 建築住宅課	055-223-1682 055-223-1735	森林環境部 環境整備課	055-223-1518
20 長野県	建設部 建築指導課	026-235-7331	環境部 廃棄物対策課	026-235-7181
21 岐阜県	都市建築部 建築指導課	058-272-1111 (内線 3783)	環境生活部 廃棄物対策課	058-272-1111 (内線 2715)
22 静岡県	建設部 建設支援局 技術管理室	054-221-2168	県民部 環境局 廃棄物リサイクル室	054-221-2426
23 愛知県	建設部 建築担当局 住宅計画課 (建り法) 建設部 建設企画課 (指針)	052-954-6570 052-954-6507	環境部 資源循環推進課	052-954-6237
24 三重県	県土整備部 公共事業運営室	059-224-2918	環境森林部 廃棄物対策室	059-224-2475
25 滋賀県	土木交通部 建築課 (建り法)	077-528-4258	琵琶湖環境部 循環社会推進課	077-528-3474
26 京都府	建設交通部 建築指導課	075-414-5346	文化環境部 循環型社会推進課	075-414-4714
27 大阪府	住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課	06-6944-9339	環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課	06-6944-9230
28 兵庫県	県土整備部 住宅建築局 建築指導課	078-362-3608	農政環境部 環境管理局 環境整備課	078-362-3280
29 奈良県	土木部 技術管理課 建築技術グループ	0742-27-7613	くらし創造部 景観・環境局 廃棄物対策課	0742-27-8747
30 和歌山県	県土整備部 県土整備政策局 技術調査課	073-441-3083	環境生活部 環境政策局 循環型社会推進課	073-441-2696
31 鳥取県	県土整備部 技術企画課	0857-26-7410	県土整備部 技術企画課	0857-26-7410
32 島根県	土木部 技術管理課	0852-22-6014	環境生活部 廃棄物対策課	0852-22-5261
33 岡山県	土木部 技術管理課 土木部 都市局 建築指導課 生活環境部 循環型社会推進課	086-226-7460 086-226-7502 086-226-7308	生活環境部 循環型社会推進課	086-226-7308
34 広島県	土木局 総務管理部 技術企画課	082-513-3859	環境県民局 環境部 産業廃棄物対策課	082-513-2963
35 山口県	土木建築部 技術管理課 技術指導班	083-933-3636	環境生活部 廃棄物リサイクル対策課	083-933-2988
36 徳島県	県土整備部 建設管理課	088-621-2622	県民環境部 環境総局 環境整備課	088-621-2278
37 香川県	土木部 技術企画課	087-832-3511	環境森林部 廃棄物対策課	087-832-3226
38 愛媛県	土木部 管理局 土木管理課 技術企画室	089-912-2648	県民環境部 環境局 循環型社会推進課 産業廃棄物係	089-912-2355
39 高知県	土木部 建設管理課	088-823-9826	土木部 建設管理課	088-823-9826
40 福岡県	建築都市部 建築指導課 環境部 循環型社会推進課 (指針)	092-643-3720 092-643-3372	環境部 監視指導課	092-643-3395
41 佐賀県	県土づくり本部 建設・技術課	0952-25-7153	くらし環境本部 地球温暖化対策課	0952-25-7774
42 長崎県	土木部 建設企画課	095-894-3023	環境部 廃棄物対策課	095-895-2375
43 熊本県	土木部 土木技術管理室 (土木) 土木部 建築課 建築物安全推進室 (建築)	096-333-2490 096-333-2535	環境生活部 廃棄物対策課	096-333-2278
44 大分県	土木建築部 建設政策課	097-506-4561	生活環境部 廃棄物対策課	097-506-3129
45 宮崎県	県土整備部 技術企画課	0985-26-7178	環境森林部 環境対策推進課	0985-26-7081
46 鹿児島県	土木部 技術管理課	099-286-3515	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2594
47 沖縄県	土木建築部 技術管理課	098-866-2374	文化環境部 環境整備課	098-866-2231

※労働安全衛生法に関する問合せ先: 各地方労働局・労働基準監督署

※フロン回収破壊法全般及びフロン類破壊業者の許可申請の問合せ先: 環境省地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室 03-3581-3351(代)  
経済産業省製造業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室 03-3501-1511(代)

編集・発行: 建設副産物リサイクル広報推進会議  
http://www.suishinkaigi.jp  
事務局(財)先端建設技術センター 企画部 Tel.03-3942-3991

## 建設副産物リサイクル広報推進会議とは

建設副産物リサイクル広報推進会議は、国土交通省、都道府県、政令市、公団等から構成される各地方建設副産物対策連絡協議会や建設業団体など、関係機関が一体となって建設副産物のリサイクルに関する普及啓発活動を推進するため、平成4年5月に設立された団体です。



古紙配合率100%再生紙を使用しています

2009年11月